

重 要 事 項 説 明 書

当施設は、ご契約者様に対してケアハウス入居サービスを提供いたします。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明いたします。

○● 目次 ●○

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 施設の概要	3
4. 職員体制	4
5. 当施設が提供するサービス	5
6. 利用料	7
7. 苦情相談窓口	8
8. 非常時の対策	9
9. 当施設ご利用にあたって留意いただく事項	10

社会福祉法人 児童愛護会

ケアハウス 楠の木ホーム

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人児童愛護会
法人所在地	千葉県長生郡一宮町一宮389
代表者氏名	理事長 白井 陽
電話番号	0475-42-1180
F A X	0475-42-1182
設立年月日	大正15年6月15日（法人認可）

2. ご利用施設

施設の種類	ケアハウス
施設の目的	利用者の生活の安定及び生活の充実を図る
施設の名称	ケアハウス 楠の木ホーム
施設の所在地	千葉県長生郡一宮町一宮389
施設長（管理者）氏名	酒井 定男
電話番号	0475-42-1183
F A X 番号	0475-42-1182
開設年月日	平成8年12月1日（設置認可）
当施設の運営方針	<p>施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるものとする。</p> <p>地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</p>
交通の便	<ul style="list-style-type: none">・ J R 上総一の宮駅前より徒歩30分・ J R 上総一の宮駅より、タクシーなど車両で所要時間10分
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

3. 施設の概要

(1) 敷地および建物

敷地		13, 531.87㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート地上2階
	延べ床面積	1,010.41㎡
	利用定員	15名

(2) 主な設備

定員		15名	洗濯場		2箇所 (1箇所20.30㎡)
居室	1人部屋	9室 (1室21.70㎡)	居室	1人部屋	2室 (1室23.25㎡)
	2人部屋	2室 (1室43.4㎡)	食堂		82.95㎡
女子脱衣室		11.35㎡	女子浴室		18.11㎡
男子脱衣室		9.04㎡	男子浴室		14.96㎡

4. 職員体制

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

①主な職員の配置状況

職 種	人 数	主な業務
施設長	1名	施設管理者として職員の管理、調整、業務実施の把握、その他必要な指揮、命令など
生活相談員	1名	利用者の生活相談、面接、援助や、その他入居生活に関わる連絡、調整など
介護職員	1名以上	利用者の日常生活の介護、援助など

②主な職種の勤務体制職種	勤 務 体 制	
相談員 介護職員	早番	8:00 ~ 17:00
	日勤	8:00 ~ 18:00
	遅番	9:00 ~ 18:00

③医師（協力医）

医療機関の名称	宍倉病院
医師の氏名	宍倉 朋胤
診療科目	内科・外科
所在地	千葉県茂原市高師687
電話番号	0475-24-2171

医療機関の名称	市原歯科医院
医師の氏名	花輪 好一
診療科目	歯科
所在地	千葉県長生郡一宮町一宮3108
電話番号	0475-42-3406

5. 当施設が提供するサービス

①利用料金に含まれるサービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・利用者は食堂にて食事をとっていただくことを原則とさせていただきます。 （食事時間） 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 17：20～
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室準備を行います。 ・入浴は施設指定の時間で行っていただきます。
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が健康管理相を行います。また、緊急時必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関などに責任を持って引き継ぎます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、利用者及びご家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、利用者からの要望等を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽・日常生活支援・サークル等の事業を行います。
レクリエーション行事	<ul style="list-style-type: none"> ・施設行事計画に沿ったレクリエーション行事を企画します。

②有料サービス

別紙1参照

※サービス提供における事業者の義務

当施設では、ご契約者様に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認し対応いたします。
- ③ご契約者から介護保険の要介護認定申請の希望があった場合、要介護認定の新規申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者又は他の契約者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体などを拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従業者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た、ご契約者又はご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関などにご契約者の心身等の情報を提供します。

6. 利用料

①保証金

- ・入居契約時に、保証金（リフォーム代相当）として30万円をお預かりいたします。
- ・この保証金は、無利息であり償却していくものではなく、月々の利用料が支払えなくなった場合の充当金として、また、ご契約者様の退居時もしくは造作等による原状回復が発生した場合のリフォームの費用としてお預かりするものです。

②月額利用料

- ・料金表<別紙2>により、ご契約者様の収入によって決定された合計が月額の基本利用料となります。

注1) 自室で使用された光熱費がかかります。（各居室に設置したメーターでの算出）

注2) 11月～3月の間、冬季加算（共有スペース等の暖房費）が加算されます。

7. 苦情相談窓口

当施設では、苦情の解決に向けて下記の通り苦情相談解決責任者、苦情相談窓口責任者、苦情相談受付担当者及び第三者苦情受付窓口の体制を整えております。

- ①サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

施設内ご利用相談窓口	苦情相談解決責任者：酒井 定男（施設長） 苦情相談窓口責任者：高橋 俊洋（副施設長） 苦情相談受付担当者：堂山 恵美（生活相談員）
ご利用方法	受付時間（9：00～17：00） TEL：0475-42-1183 FAX：0475-42-1182
※直接の相談は相談室などを利用し、プライバシーへの配慮をいたします。	

②施設外部の第三者苦情受付窓口

第三者委員苦情相談窓口	第三者委員：小木曾 宏様 第三者委員：吉野 昇様 第三者委員：林 房吉様
-------------	--

③行政機関その他苦情受付機関

一宮町 課相談窓口	住所：千葉県長生郡一宮町一宮2457 電話：0475-42-2111
千葉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情申立等相談窓口	住所：千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3 電話：043-254-7318
千葉県社会福祉協議会	住所：千葉県千葉市千葉港4-5 電話：043-245-1101

8. 非常時の対策

非常時の対応	「施設避難計画」に準じ対応を行います。
平常時の訓練など	「施設避難計画」に準じ対応を行います。
緊急自体の対応	「施設避難計画」に準じ対応いたします。

9. 当施設ご利用にあたって留意いただく事項

持ち込みの制限	衛生管理の観点から、食品（腐敗しやすいもの）、危険物（刃物等）、獣類（ペット等）などは、原則として持ち込むことができません。
来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> ・面会時間 9：00～17：00（その他必要に応じて要相談） ・来訪者は、必ず面会受付簿への記入をお願いいたします。 ・来訪される場合、食品（腐敗しやすいもの）の持込はご遠慮ください。
外出・外泊	職員の付き添い以外で、外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出いただき、外出、外泊簿へのご記入をお願いします。
食事	外出などにより食事が不要な場合は、前日までにお知らせください。
浴室の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室内での、毛染め、衣類の洗濯などは禁止です。 ・その他、迷惑行為、浴室の汚染、浴室の破損、危険行為等も固く禁止します。
喫煙	<ul style="list-style-type: none"> ・居室での喫煙は防火上禁止します。 ・所定の場所以外での喫煙も禁止です。
飲酒	施設長又は主治医等の許可がある場合のみ、居室内での節度ある適度な飲酒を許可します。
火気の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防上の理由から、居室内での火気使用はご遠慮ください。 仏壇などの線香やろうソク、石油温風ヒータ、石油ストーブ、電気ストーブ、ハロゲンヒータ等の火気使用による暖房機器類の使用はお断りいたします。 ・その他暖房機器などについては、一度お問い合わせください。
迷惑行為等	騒音、悪臭など他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入居者の居室に立ち入らないように願います。
宗教活動・政治活動	当施設内で、他の入居者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。

ケアハウスの施設サービスの開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

※記名（印字又はゴム印）の場合のみ要押印とし、署名の場合押印省略とします。

令和 年 月 日

説明者 職種（相談員）氏名 ⑩

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、内容を理解しサービスの開始に同意いたしました。

契約者 住所
氏名 ⑩

身元保証人及び家族 住所
氏名 ⑩